

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

株式会社三光製作所 行動計画

職業生活と家庭生活との両立を図り、誰もが個々の能力を十分に発揮できる雇用関連の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8年 2月 1日 ～令和11年 1月31日

2. 内 容

目標1：育児休業取得率80%以上を目指す（男女とも）

次世代法・女性活躍推進法

<取組内容>

令和 8年 2月～ 制度等に関する説明資料等を作成し管理者会議等で説明会を行う。

令和 8年 2月～ 育児休業取得推進チラシを掲示し、全社員に周知する。

目標2：月間平均残業時間25時間以内を目指す

次世代法・女性活躍推進法

<取組内容>

令和 8年 2月～ 全社員の所定外労働時間を週ごとに適切に把握し所定外労働の多い社員について管理者で会議を開き、今後の対策を検討する。

令和 8年 2月～ 全社員の業務内容を正確に把握し、業務の一極集中を避け、所定外労働の削減に努める（業務の分担を検討する）。

令和 8年 2月～ チラシ等を作成し、所定外労働削減の意識徹底を周知する。

目標3：結婚・出産・介護等を理由に退職した社員の再雇用率を80%以上とする（正社員・パートとも）。

女性活躍推進法

<取組内容>

令和 8年 2月～ 制度等に関する説明資料等を作成し管理者会議等で説明会を行う。

令和 8年 2月～ 上記理由による退職予定者に対し、個別に資料を配布するなどして、将来の再雇用に向けての提案およびヒアリングを行う。